

第39回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月12日（水） 13時54分～15時21分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員（15名）

1番委員	三浦 勝志	2番委員	齋藤 美也子	3番委員	対馬 忠法
4番委員	古川 榮	6番委員	高井 美奈子	7番委員	今井 文雄
8番委員	大川 哲彌	9番委員	花田 良造	10番委員	工藤 正
11番委員	丹代 純嗣	12番委員	葛西 雅博	13番委員	今井 龍美
14番委員	柴田 博明	16番委員	小山内 知寛	18番委員	山口 知治

4 欠席農業委員（3名）

5番委員	工藤 守	15番委員	桑田 久毅	19番委員	長尾 浩
------	------	-------	-------	-------	------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碇ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

平賀-2	阿部 功				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4名）

事務局長	中畠 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碇ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第148号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第149号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可処分の取消しについて

議案第150号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第151号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第152号 農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 153 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について
 議案第 154 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
 議案第 155 号 平川市長の権限に属する事務委任の協議について
 議案第 156 号 農用地利用集積計画の決定について（追加）
 議案第 157 号 平川市「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の策定に係る意見について
 報告第 113 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 114 号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第 115 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9 会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和（委員全員）	(省略) 【開会 13 時 57 分】
議長（今井龍美）	これより、第 39 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、18 名中 15 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するこ とにご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 6 番高井委員、7 番今井委員の両名にお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、中畠事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碇ヶ 関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碇 ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。

本日の議案は、お手元に配付してある議案第 148 号から第 155 号及び本日追加となりました議案第 156 号と第 157 号の合わせて 10 件、ほかに報告が 3 件でございます。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

議長 はじめに、議案第 148 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査 1 ページをご覧ください。

議案第 148 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消しをしたい旨の提出があったので、承認を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

6 番は、令和 7 年 1 月 15 日第 37 回総会にて農地法 3 条による贈与について許可した案件です。

取消の理由は、使用貸借に変更するためです。

贈与税の控除に関する手続きが煩雑なため、所有権移転は相続時に行い、使用貸借に変更したいとのことでした。

なお、使用貸借については、後ほど議案第 150 号で審議を求めることがあります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 148 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第 149 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐 3 ページをご覧ください。

議案第 149 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可処分の取消しについて、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消しをしたい旨の提出があったので、承認を求めるものです。

4 ページをご覧ください。

1 番は、令和 5 年 11 月 13 日第 22 回総会にて農地法第 5 条による農地転用について許可した案件です。

取消の理由は、住宅ローンの本融資が譲受人の事情で融資不可となつたためです。

なお、この農地については、譲受人を変更して、改めて農地転用の許可申請を予定しているとのことです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 149 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 150 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査

5 ページをご覧ください。

議案第 150 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があつたので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、6 ページをご覧ください。

所有権移転について、245 番は耕作便利、246 番と 247 番は経営拡大、7 ページの 248 番は譲渡人の要望、249 番は新規就農によるものです。

件数は 5 件、面積 6,404 m²、田 6 筆 5,491 m²、畑 2 筆 913 m²です。

次に、8ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、287番は譲渡人の要望、288番から10ページの294番までは経営拡大、11ページの295番から12ページの298番までは新規就農によるものです。

件数は12件、面積は48,817m²、田17筆19,009m²、畠24筆29,808m²です。

次に、13ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、42番と43番は親から経営継承、14ページの44番は新規就農によるものです。

件数は3件 面積17,695m²、田3筆5,768m²、畠11筆11,927m²です。

今回、申請のあった案件については、別添2のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の249番と賃貸借権設定の293番の2件を除き、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

18番山口委員

246番について詳しく説明をお願いします。

坂口主査

所有者は遠方にいて耕作が不可能なため手放したい意向がありました。また、買受人は当該農地の隣を所有しており、耕作が便利です。双方合意の上この価格となりました。なお、買受した農地を無断で転用することはできないと口頭で伝えております。所有権移転したあとは、野菜を作付けする予定です。

以上です。

18番山口委員

価格が高すぎると思います。

議長

他に、ございませんか。

12番葛西委員 貸貸借権設定の289番ですが、この方前回の総会で取消して面積を減らしているが、また増やしているのですか。何か訳があるのですか。その辺深く聞きたい。

坂口主査 回答いたします。前回解約したものは接道が狭くて耕作が不便だということで、貸し借りをするタイミングの時点で所有者の方がどうしても借りてほしいということで、とりあえず1年耕作しました。その結果やはり道路が狭くて耕作が不便だということで双方合意で解約しました。こちらの289番については耕作ができなくなった所有者が困っていたが経営を拡大したいという借受人の意向と合致したため、今回の契約となりました。

以上です。

議長 他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、所有権移転の249番は、平賀-4番 齊藤推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。

(齊藤推進委員 退席)

議長 それでは、所有権移転の249番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員 着席)

議長 次に、賃貸借権設定の 293 番は、3 番 対馬委員に関する案件です
ので、議事参与の制限の規定に準じ、対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員 退席)

議長 それでは、賃貸借権設定の 293 番について、質疑、ご意見を求
めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
対馬委員の入室を許可します。

(対馬委員 着席)

議長 次に、議案第 151 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐 15 ページをご覧ください。

議案第 151 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許
可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許
可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。総会資料
と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書と合
せて、16 ページをご覧ください。

13 番の申請地は 17 ページのとおり、猿賀小学校の敷地の南側
に隣接しております。土地利用計画は 18 ページのとおり、農家

住宅用地です。これまでも宅地として使用していましたが、農地であることが判明したものです。

なお、農地区分は別添 3 のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 12 番 葛西委員、14 番 柴田委員、疑問点等がありましたら、お願ひします。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、議案第 151 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 152 号を議題とし、事務局に説明を求める。

佐藤補佐

19 ページをご覧ください。

議案第 152 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 売買価格一覧と合わせて、20 ページをご覧ください。

所有権移転について、まず、336 番ですが、これは前回の 2 月総会において保留となった案件です。農事組合法人滝本水稻生産組合からこの件に係る承諾書を得ることができましたので、改めて掲載しております。次に、344 番から 29 ページの 368 番までは経営拡大、369 番と 370 番は耕作便利、30 ページの 371 番と 372 番は交換によるものです。

件数は 30 件、面積 89,236 m²で、田 50 畝 59,653 m²、畑 29 畝 29,583 m²です。

次に 31 ページをご覧ください。

利用権設定について、81 番は経営拡大によるものです。

件数は 1 件、面積 2,804 m²で、地目はすべて田です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

なお、農用地利用集積計画に係る手続きは、この議案と後ほど追加で審議していただく議案第 156 号をもちまして終了となります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 4 番古川委員、5 番 工藤(守)委員と、当日午後に急遽出席していただいた 12 番 葛西委員、14 番 柴田委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の 361 番から 365 番までを除き、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

平賀-3 七戸委員

資料別添 4、349 番売買価格間違いないですか。

佐藤補佐

失礼しました。間違います。資料持ち合わせていませんので確認いたします。

議長

暫時休憩いたします。

【休憩 14 時 15 分】

【再開 14 時 21 分】

議長

休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第 152 号は確認中ですので、先に議案第 155 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

事務局長

資料 39 ページをご覧ください。

議案第 155 号 平川市長の権限に属する事務委任の協議について別紙のとおり事務を委任したい旨の協議があつたので、審議を求めるものです。

40 ページをご覧ください。

市長部局から農業委員会に委任されている事務に関しては規則に定められています。今回その規則の一部を改正することになりました。40 ページに記載されているのは、改正前の内容になります。(1)～(4) ということになりますが具体的に説明いたしますので 41 ページをご覧ください。

新旧対照表となっておりますが左側が現行、右側が改正案となります。

まず、現行については一番左、農業委員会会長と書かれている所が対象となります(1)～(24)のとおり細かく内容が書かれています。今回の見直しでは同じような内容が書かれているものをまとめて表記することで、(1)～(4)としてスリム化を図りました。

現行の(1)～(4)農地法第 3 条と書いてある部分について説明いたします。以前、農地の取得者が市外の方の場合、農地法第 3 条県知事の許可となっておりましたが、平成 24 年 4 月 1 日からすべて農業委員会の許可に移譲されたことにより、(1)～(4)については実質廃止されていることから、今回の改正で削除しました。

次に、(5)～(14)までについては農地転用関係のものです。これは、県から平川市に権限移譲されている内容であり、この部分を改正案の(1)に集約しました。

次に、(15)～(19)は、強化法の貸借売買なのですが、これは今月いっぱいで廃止となるため改正案では削除といたします。

次に、(20)～(22)については、6 次産業化に関わる農地転用の関係で県知事から権限移譲を受けているものであり、改正案では(2)にまとめて表記することといたしました。

最後に、現行の(23)農業者年金基金(24)あおもり農林業支援センターから委託を受けた業務に関しては、ほぼ同じ内容を改正案の(3)(4)に盛り込んでおります。

なお、実際の業務における変更点を申し上げますと、3 月いっぱいで強化法による貸借売買がなくなり、代わりに農地中間管理機構を活用した貸借売買の事務について、農林課から農業委員会に移管されます。

以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、議案第 155 号について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
18 番山口委員	強化法を利用しないで、次は農地中間管理機構を利用となれば どのように代わるのでしょうか。手続きの仕方等、一般の方、農 業委員会では何をすればよいのですか。
事務局長	農地中間管理機構を活用する際の流れとしては、受付は農業委 員会というのは代わらないのですが、これまでの強化法では、受 付から成立まで長くても 1 か月半程度でできたのですが、農地中 間管理機構では、農業委員会の総会に諮った後、2 か月ほどかか りますので、全体としては申込から成立まで 3 か月程かかるわけ です。 強化法と比べて手続きが面倒なこともあります、最近の流れを見 ると 3 条に切り替える方も出てきています。
	3 条と農地中間管理機構を比較すると、それぞれにメリット、 デメリットがあります。3 条は、賃借期限が来ても自動更新され るため、解約したい場合は、双方の合意による解約手続きが必要 となります。中間管理機構を通しての貸借については、これまで の強化法と同じく、期限が来れば終了となります。
18 番山口委員	次に、売買における違いは、800 万控除があるかないかです。 中間管理機構を使えば、強化法と同じく 800 万控除があります。 ただし、中間管理機構を活用し売買する際は、手数料が 1% 発生します。100 万円の売買においては、1 万円が中間管理機構 に手数料として支払われるということです。 議案第 153 号の前に、同じような説明が佐藤補佐の方からあり ます。
議長	つまり 1% の手数料が発生することと、手続の期間が長くなっ てしまうということですね。 わかりました。
	他に、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第 152 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐 資料の整理番号にズレがあり、訂正に時間を要するため、後日、再配布いたします。

議長 それでは、所有権移転の 361 番から 365 番まで除き、質疑、ご意見を求めます。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、所有権移転の 361 番から 365 番までの 5 件は、16 番 小山内委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員 退席)

議長 それでは、所有権移転の 361 番から 365 番までの 5 件について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
小山内委員の入室を許可します。

（小山内委員 着席）

議長

次に、議案第 153 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

説明に入る前に、総会資料の訂正があります。

37 ページの 11 番ですが、総会資料を送付した後に取下げの申し出がありましたので、11 番は削除し、本議案の合計欄を次のように訂正します。件数を 9 から 8 へ、面積を 63,054 m²から 45,345 m²へ、筆数を 31 筆から 26 筆へ、次の面積も先ほどと同様 63,054 m²から 45,345 m²へ、それぞれ訂正をお願いします。

32 ページをご覧ください。

議案第 153 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

まず、農用地利用集積等促進計画による手続きについて改めてご説明します。総会資料とは別に配布しております、別添 5 をご覧ください。

これまで基盤強化法で行われた農地の所有権移転や利用権設定については、令和 7 年度からすべて農地中間管理機構を介する手続きとなります。別添 5 の内容は、今後における農地の所有権移転等に係る手続きのうち、農業委員会で行うものを抜粋しております。

別添 5 の 1、出し手、受け手が農業委員会に申し出する。受け手は事前に農地を確認していただき、一緒に窓口に来ていただく形となります。

別添 5 の 2、農業委員会は出し手、受け手からの申し出を受付し、農地法第 3 条許可又は基盤法特例事業（農地売買等事業）どちらの方法で手続きするか振り分ける。

農地法 3 条許可と基盤法特例事業（農地売買等事業）の主な違いが次の表のとおりとなっております。

大きな違いは、まず農地中間管理機構を通しての売買については譲渡所得の特別控除があるかないかが最大のポイントとなっております。

出し手、受け手のそれぞれの売買価格の1%の手数料が発生します。

手続きに要する時間も1か月程度から、2~3か月程度となりそれなりに時間を要します。

別添5の3、農業委員会は、機構法第18条第11項の判断、受け手要件の判断、事業要件の判断、農地の権利確認、農地の現地確認等を行うとともに、出し手と受け手の売買条件の調整や必要書類を収集し、促進計画（案）を作成し、総会に諮り承認されると機構へ提出となります。

これまでの基盤強化法は先に機構の方に集積計画を提出して機構の方で中身を確認した上で機構でOKとなれば、その書類が農業委員会の方に届き、それを総会に諮るということでした。

しかし、今度は順番が代わります。農地売買等事業の要件ですが2通りとなります。一つが担い手支援タイプ、もう一つが一般タイプというものです。

これまでの基盤強化法だと賃貸借も含めての処理は、担い手支援タイプでした。

面的集積要件という要件が担い手支援タイプには細かく記載されております。また、農地中間管理事業を今後通して行う場合は経営収支、自己資金の場合は、土地価格以上の残高証明があること、資金借入の場合は、貸付が確実な書類を提出する必要があります。なお、農地売買の事業についてはこれまでの賃貸借と同様一括方式というものが採用されます。その際は、手数料がかからないと中間管理機構から聞いております。

最後に表3必要資料という欄をご覧ください。必要な書類は概ねこれまでの基盤強化法と代わりはございません。ただ、出し手に求められるものが先ほども申しました自己資金の場合は残高証明その他、土地の価格が100万円を超える場合はマイナンバーの関係で申立書をつけていただく形となります。

その書類そのものは農業委員会で準備いたします。

それから公図ですが、これまで農業委員会の航空写真で用を足していたのですが、今後中間管理機構で登記を行うという関係上、公図は法務局から正式なものを取って提出するという必要が出てきました。

あと、受け手側ですが住民票等を付けていただくのはもちろんのこと議事録の写しも必要となります。税務申告書も受け手の方は付けていただくという形になります。

ですので、これまでの基盤強化法のやり方にプラスアルファで揃えるものに時間がかかるものもありますが、こちらを添付して提出するというような形になります。

新年度に、もう少しわかりやすい形で書類を作る予定です。その時に、改めてまたご説明いたします。

別添5については以上です。

それでは、総会資料に戻りまして33ページをご覧ください。

今回の案件は、すべて農地中間管理事業による一括方式となります。

利用権設定について、3番から34ページの5番までは経営拡大による新規契約、6番から36ページの10番までは再設定による更新契約によるものです。

件数は8件、面積45,345m²で、地目はすべて田です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、利用権設定の5番と6番の2件を除き、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。

議長

次に、利用権設定の5番と6番の2件は、16番 小山内委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員 退席)

議長

それでは、利用権設定の5番と6番の2件について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 小山内委員の入室を許可します。
	(小山内委員 着席)
議長	議案第 153 号の利用権設定の 10 番は対馬委員に関する案件です ので議事参与の制限の規定に準じ対馬委員の退席を求めます。
	(対馬委員 退席)
議長	それでは利用権設定の 10 番について質疑、ご意見を求めます。 何かございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案の通り決定するのにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め原案の通り決定いたします。
議長	対馬委員の入室を許可いたします。
	(対馬委員、着席)
議長	次に、議案第 154 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤補佐	38 ページをご覧ください。 議案第 154 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、別紙のとおり農林水産省へ報告するため、審議を求めるものです。

令和4年度に大幅な見直しが行われた農地利用最適化活動の推進について、経営局長通知の中では「毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定」し、「4月末までに県農業会議の確認を受けた上で公表するとともに、県知事に報告する」としております。

今回審議していただく内容は、令和6年度の最適化活動の目標設定を基に一部を修正したものとなりますので、総会資料とは別に配布しております、別添6をご覧ください。

ここでは、令和6年度の目標設定から修正した部分を中心に説明いたします。

まず、1ページ目の「I 農業委員会の状況」ですが、「1 農業委員会の現在の体制」は令和7年度からの新体制で記載しています。次に「2 農家・農地等の概要」ですが、右側にある表のうち「農業参入法人」の経営体数を12から14へ変更しています。その他の数値は前年度と変わっておりません。

次に、2ページ目をご覧ください。

「II 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」ですが、「(1) 農地の集積」の「①現状及び課題」について、「これまでの集積面積」は令和5年度末現在の「担い手の農地利用集積状況調査」により2,597ha、集積率は50.5%しております。本来は令和6年度末現在の「担い手の農地利用集積状況調査」結果に基づいて修正する必要があるのですが、現段階では令和5年度の数値としています。

次に「②目標」ですが、新年度の集積率の目標値を52.0%としました。これは令和5年度末現在の集積率50.5%を上回る数値にすることが求められていることからです。また、この集積率を達成するため、新年度の新規集積面積を76ha、年度末の集積面積を2,673haに設定しております。

次に、「(2) 遊休農地の解消」の「①現状及び課題」の遊休農地の面積ですが、今年度実施した農地パトロールの結果から1.5ha増の12.1haとしています。遊休農地は高齢化や後継者不足により増加する傾向があります。現に「②目標」の「イ. 新規発生遊休農地の解消」には、農地パトロールにより新たに発生した遊休農地として2.1haという数値が挙がっています。今後も遊休農地の解消については、引き続き農業委員会全体で取り組んでいきたいと思います。

次に、3ページ目をご覧ください。

「(3) 新規参入の促進」については、農業委員会が把握している過去3年間の数値を基に、新規参入者への貸付等について農

地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積として 26.5ha を目標とします。

「2 最適化活動の活動目標」については、(1) と (2) は今年度目標と同じ数値としました。「(3) 新規参入相談会への参加目標」について、開催時期は「9月上旬」を「8月下旬」に、開催内容は「ひらかわフェスタ 2024」を「ひらかわフェスタ 2025」に、それぞれ修正しております。

なお、最適化活動を行う日数目標については、これまで通り月 10 日とします。皆さまが作成する活動記録簿が更に重要となりますので、4月からは新体制となることもありますし、率先して農業委員・推進委員として活動していただき、どんな小さな出来事でもいいので忘れないうちに書き留めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上が令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)となります。

なお、市のホームページで公表するまでの間に、数字や字句などの詳細を精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任願います。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 154 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。

議長

次に、本日追加となりました、議案第 156 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

本日追加で配布しました総会資料の 1 ページをご覧ください。

議案第 156 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

この議案は、総会資料を送付した後で記載漏れがあった5件を追加議案として上程するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添7売買価格一覧と合わせて、2ページをご覧ください。

所有権移転について、373番は耕作便利によるものです。

件数は1件、面積37m²で、地目は田です。

次に3ページをご覧ください。

利用権設定について、60番から5ページの63番までは経営拡大によるもので、農地中間管理事業による一括方式となります。

件数は4件、面積27,164m²で、地目はすべて田です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第156号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。

議長

次に、本日追加となりました、議案第157号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

本日追加で配布しました総会資料の6ページをご覧ください。

議案第157号「平川市「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の策定に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、平川市長から別紙のとおり意見を求められたので審議を求めるものです。

この議案の説明は、地域計画策定担当である経済部農林課職員から説明いたします。

小林係長

私の方からは地域計画についてご説明いたします。まずは、農業委員、推進委員の皆様のご協力のもと地域計画の案を取りまとめることができました、ありがとうございました。

振り返りとして策定スケジュールからご説明いたします。令和5年1月に尾上③地区（猿賀、中佐渡、長田）をモデル地区に座談会を開催し地域計画の策定作業をスタートいたしました。その後、農業者を対象に意向調査を実施し、地区別座談会を2回開催いたしました。そして、ようやく先月地域計画の案を作成したという流れとなります。

資料の2ページをご覧ください。地域計画（案）の様式となります。平川市は16地区あるのですが、そのうちの1地区を抜粋してご覧いただいております。こちらは、平賀①地区として（柏木町、高畠、吹上、石郷）の計画になります。記載内容についてですが、大項目1、地域における農業の将来の在り方ということで（1）地域における農業の将来の在り方で農用地の面積について記載されております。（2）地域農業の現状及び課題（3）地域における農業の将来の在り方について記載されております。大項目2では、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ということで、農地の集積率について記載されております。資料3ページをご覧ください。大項目3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置ということで、（1）農用地の集積、集団の取組（2）農地中間管理機構の活用方法（3）基盤整備事業への取組（4）多様な経営体の確保・育成の取組などが記載されております。

続いて4ページをご覧ください。4地域内の農業を担う者の一覧となっております。10年後も農業を継続される方、または現状維持の方を掲載しております。5ページまで続き119件となっております。

続いて6ページをご覧ください。目標地図になります。こちらは10年後の耕作予定者を現したもので、現状維持は深い緑、拡大志向の方はA～Eまで掲載しております。もし、規模縮小やリタイアする方がいましたら、A～Eの方が請け負って集約を目指すという地図になっております。

続いて7ページをご覧ください。こちらは16の地区の地域計画のうち座談会の意見も踏まえて地域農業の現状・課題等について一覧にまとめたものとなります。

また、ボリュームも結構多いので地域ごとにまとめて説明させていただきます。

まずは平賀①～平賀④までの西中学区となりますけれど、水稻がメインの平場の地区となります。現状課題では、平賀①では生産組合による機械更新の仕組化を苦慮している。平賀②では、「入り作が多い」、「未相続農地が多い」、「相対で賃借している」等の理由で集約が進まない。平賀③では、種子生産圃場であり、厳格な生産管理が求められることから、地域外の方による耕作は好ましくない。平賀④では、地域の組合では借地を大豆に転作しているが、組合員が離農した際に組合員外の方に権利が移ることがあり、水管理が非効率になっている等の課題が述べられておりました。将来の在り方ですが、水稻メインの地区ということもありまして、大規模農家、水産組合への集積、集約化を進めていくという意見がございました。

続いて、平賀⑤～平賀⑪まで、平賀⑧を除いてご説明いたします。こちらは中山間地区ということで、りんごがメインとなっております。現状課題といたしましては、傾斜地が多く作業効率が悪い、それから労働力不足、または防除組織の高齢化が課題として挙げられております。将来の在り方といたしましては、作業条件の悪い傾斜地は、現役世代がリタイアした後は、保全管理エリアとして条件のよい平場に移行してりんご栽培を効率的に進めていくといった意見とか、また高齢化、オペレーター不足によって生産組織の統合も見据えた検討が必要ではないかという意見がありました。このほか、高移植栽培、高品質りんごの拡大によって所得控除に向けて取り組んでいくという意見もございました。

続いて、平賀⑧こちらは東部地区となります。現状課題では、露地野菜は市場価格が不安定なため面積拡大のリスクが高いといった意見がございました。また、労働力不足が深刻であるという意見がございました。

将来の在り方としては、労働力不足がネックとなることから人材確保に務めるといった意見がございました。また、集落間が離れているということから、大規模農家に農地を集積し、作業効率の悪い農地は中山間組織等による保全管理を検討するといった意見がございました。

続いて、尾上地区となります。尾上地区は尾上①～尾上④までとなっております。水稻がメインの地域となっております。現状課題は、機械の更新費用の捻出が困難である、圃場の区画が小さい、土側溝が多いといった課題が挙げられておりました。

将来の在り方としては、農業機械の共同所有、水稻は大規模農家への集積を進めるにあたっては、水路、圃場の大企画化、基盤整理が必要という意見がございました。

最後、碇ヶ関地域となります。現状課題といたしましては、人口流出による後継者不足が深刻である。

熊被害が増加傾向にあり、山手では耕作しづらいといった声がございました。将来の在り方としましては、大規模農家への集積・集約、労働力不足への対応、鳥獣被害のある山手の農地は中山間組織等による対策を続けるといった意見がございました。

以上が、現状・課題・将来の在り方一覧となっております。

策定スケジュールについてですが、3月13日～3月27日まで必要に応じ計画を修正し、2週間の広告・縦覧とさせていただきます。市ホームページでも公開させていただきます。

3月28日に地域計画の策定といたします。策定後は、農地の集積、集約化のため、地域計画に基づく賃借、売買等を推進いたします。

また、定期的（年1回を想定）に地区別座談会を開催し、地域の状況に併せて、農業を担う者や目標地図等の見直しを行う予定としております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第157号について、質疑、ご意見を求めるま

何か、ございませんか

18番山口委員

前向きに解決策を提示してくれないと何回、座談会を行っても意味がないと感じました。

事務局長

地域計画は作って終わりでなく、毎年座談会を開催し、見直していきます。16地区に目標地図があるわけなんですが、絵に描いた餅で終わらないようにするのが今後の課題です。

これまで、農地の賃借売買においては、農業委員会に相対で来てしまうパターンが多くありました。それをできる限りなくするために広報などで啓発し、目標地図の実現に向けての協力を呼び掛けてまいりたいと考えています。

議長

よろしいでしょうか。

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり承認します。

議長 次に、報告 3 件について、事務局に説明を求めます。

坂口主査 45 ページをご覧ください。

報告第 113 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 9 関連案件一覧と合わせて、46 ページをご覧ください。

184 番から 186 番は借受人へ売却するため、47 ページ 187 番と 188 番は他者へ売却するため、189 番は借受人の要望、48 ページ 190 番と 191 番は他者へ貸付するため、192 番は借受人へ売却するため、49 ページの 193 番は法人へ貸直しするため解約するものです。

件数は 10 件、面積 60,275 m²、田 23 筆 51,726 m²、畠 6 筆 8,549 m² です。

続いて、50 ページをご覧ください。

報告第 114 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

51 ページをご覧ください。

63 番から 65 番は他者へ貸付するため、66 番は貸付人が耕作するため解約するものです。

件数は 4 件、面積 6,913 m²、田 6 筆です。

以上です。

佐藤補佐 続いて、52 ページをご覧ください。

報告第 115 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

53 ページをご欄ください。

5番の届出地は54ページのとおり、平川市役所本庁舎から東へ300mに位置するところです。土地利用計画は55ページのとおり宅地の敷地拡大です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第39回総会を閉会いたします。

【閉会 15時21分】